

令和元年度札幌市がん対策普及啓発キャンペーン事業  
実施要領

平成31年4月

札幌市がん対策普及啓発キャンペーン実行委員会

## 1 本書の目的

本書は「令和元年度札幌市がん対策普及啓発キャンペーン事業」の委託について、審査により委託候補者を選定するために必要となる事項について定めるものである。

## 2 委託業務の内容

### (1) 名称

令和元年度札幌市がん対策普及啓発キャンペーン事業

### (2) 仕様書等

別紙「令和元年度札幌市がん対策普及啓発キャンペーン事業 業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和2年1月31日まで

### (4) 委託費

2,950,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※事業終了後一括払い。消費税率変更の場合も、上限額に変更なし。

## 3 参加資格

(1) 会社更生法による更生手続開始の申し立て、または民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(2) 本事業について十分な業務遂行能力を有し、過去に類似の業務実績があること。

## 4 スケジュール

### (1) 企画提案書の提出期限

- ・令和元年5月8日（水）17：00必着
- ・郵送または持参にて提出すること

### (2) ヒアリング審査

日時：令和元年5月17日（金）18：15～

場所：札幌市保健所2階大会議室

- ・1者あたり20分を予定（提案説明10分、質疑10分）
- ・選考の結果については、全員に文書で通知する。

### (3) 企画提案書の提出先

〒065-0026

札幌市東区北26条東14丁目1番15号

公益財団法人北海道対がん協会 経営管理部企画課 久保

TEL：011-748-5518（企画課直通）

## 5 企画提案書について

別紙「令和元年度札幌市がん対策普及啓発キャンペーン事業企画提案書等作成要領」(以下、「企画提案書作成要領」という。)及び仕様書を熟読のうえ作成し、企画提案書等作成要領に従い、上記4(3)へ期限までに提出すること。

## 6 質疑

本事業についての質疑等は、別紙「質問書」に記載のうえ提出すること。電話による質問は認めない。

### (1) 提出期限

平成31年4月25日(木) 17:00

### (2) 提出方法

電子メールとする。

メールアドレス: office@hokkaido-taigan.jp

### (3) 回答について

回答は電子メールにて随時行う。

## 7 委託候補者の選定方法

### (1) 審査の実施主体

本事業の委託候補者の選定は、札幌市がん対策普及啓発キャンペーン実行委員会(以下「委員会」という。)によって行う。

### (2) 委託候補者の選定方法

委員会が、提出された企画提案書を別紙「令和元年度札幌市がん対策普及啓発キャンペーン事業委託候補者選定基準」(以下、「選定基準」という。)に従い採点した後、全体協議のうえ、委託候補者を選定する。

## 8 業務委託契約

上記6により選定された委託候補者と、具体的な契約内容及び委託金額について協議のうえ、契約する。なお、この協議の中で、提案事業内容の一部を変更していただくことがある。また、委託候補者との協議が不調に終わった場合や、企画提案書等に虚偽の記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った場合、委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

## 9 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 企画提案に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書提出期限後の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (4) 企画提案書に係る著作権は、それぞれの企画提案者に帰属するが、委員会が本件の選定の公表等に必要な場合は、当該著作権を無償で使用できることとする。
- (5) 企画提案書は公開される場合がある。
- (6) 上記6により選定された委託候補者は、上記5による質疑の後には、仕様書の不明を理由として異議を申し立てることはできない。